

## 第 16 回 (2021 年度第 2 回) 水素インフラ規格基準委員会 議事録

◇ 日 時：令和 3 年 8 月 11 日 (水) 14:00～15:30 及び 8 月 20 日 (金) までの質疑

◇ 形 態：Web 会議及び書面での質疑

◇ 出席者 (敬称略)

委員：門出委員長、熊崎副委員長、遠藤委員、竹田委員、牧野委員、三浦委員、山下委員

事務局 (JPEC)：二宮部長、今岸 (以上会場) (記)、吉田 (Web 参加)

◇ 配布資料

資料 21-02-01 水素インフラ規格基準委員会の位置付け

資料 21-02-02 水素インフラ規格基準委員会委員名簿

資料 21-02-03 圧縮水素充填技術基準 JPEC-S 0003 の制定

資料 21-02-04\_圧縮水素充填技術基準 JPEC-S 0003 (2021) (案)

資料 21-02-05\_2020 年度第 1 回水素充填基準検討会及び第 2 回水素充填基準検討会における質問・提案に対する事務局回答 (表 1)

資料 21-02-06\_2020 年度第 3 回 HySUT 充填技術 TF 審議後の意見募集における質問・提案に対する事務局回答 (表 2)

資料 21-02-07\_充填関係基準分科会におけるコメント対応 (表 3)

### 1. 開会

- ・ 二宮部長より今回の委員会の主旨説明実施
- ・ 事務局より事前送付の資料確認
- ・ 事務局より委員紹介を兼ねて、出欠を確認。委員長および委員を含めて、9 名中 7 名出席で委員会成立を確認
- ・ 事務局より、議事の進め方について説明
  - WEB 会議では、説明、審議は上記記載の配布資料を用いて実施
  - WEB 会議後、8 月 18 日 (水) まで、事務局にて質疑等を受け付ける。質疑を受けて、特に、資料の修正がない場合は、第 16 回水素インフラ規格基準委員会の書面投票に入る。資料の修正が必要な場合は、資料を修正した上で、書面にて別途水素インフラ規格基準委員会を開催し、審議・投票を行う。

### 2. 議事

(1) 圧縮水素充填技術基準 JPEC-S 0003 (2021) (案) の制定について

事務局より、資料 21-02-03 圧縮水素充填技術基準 JPEC-S 0003 の制定を用いて制定の経緯について説明した。引き続き、資料 21-02-04\_圧縮水素充填技術基準 JPEC-S 0003 (2021) (案)、資料 21-02-05\_2020 年度第 1 回水素充填基準検討会及び第 2 回水素充填基準検討会における質問・提案に対する事務局回答 (表 1)、資料 21-02-06\_2020 年度第 3

回 HySUT 充填技術 TF 審議後の意見募集における質問・提案に対する事務局回答(表 2)、資料 21-02-07\_充填関係基準分科会におけるコメント対応(表 3)を用いて、今般の改正の内容について説明した。

<主な質疑応答>

(委員)資料中の国際圧縮水素自動車用燃料装置用容器というのは、GTR 13 に指定されている容器のことだと思うが、もう一つ、国際相互承認圧縮水素自動車用容器、所謂 UNR 容器と我々は呼んでいる UNR134 に規定されている容器も対象になっているのではないかと考えているのだが、どうか？

(事務局)一つ補足させていただく。UNR 容器についても適用は可能だが、ここに書いているのは、所謂解説部分になっていて、これにしか適用できないと述べている訳ではないので、最終的には例示基準で引用されるかどうかというところで、最終的には決まる。そこで、UNR 容器も、GTR 容器もどちらも、容器として認可されている容器なので、問題は無い。

(委員長)GTR 容器のことは国際規格として認定されている容器であるが、UNR 容器というのはどこで規定されているのか？

(事務局)UNR 容器は海外の規格で作られたもので、それを、国際的に相互承認をしようとする取り決めで、作られた容器なので、必ずしも国際圧縮水素運送自動車装置用容器の規格に合っていない部分があるかもしれない。

(委員長)全く同じものではないということか。理解した。

(事務局)少し違う可能性があるが、国際的に、例えばアメリカで作った容器を日本でも承認するという容器になるので、例えば、フォードとか、ベンツ等が輸入された時に、その容器は UNR 容器である可能性がある。

(委員長)理解した。宜しいか？只今の回答で。

(委員)少し訂正させていただけると、GTR 容器と UNR の容器というのは、要はあの国連各国にどちらの法規、どちらのグループの方に加盟しているかということで決まるので、技術的には事務局の説明通り、あまり大きくは変わらないとは思っている。先程、アメリカの容器が日本で承認されるという説明があったが、そこは少し違って、アメリカは GTR の方には加盟しているが、UNR には加盟していない。従ってアメリカから入ってくる容器は、ま、技術上の基準としては同じだが、自動的に承認されることはない。逆にヨーロッパは UNR に加盟しているので、UNR の相互承認制度があるので、例えばあのドイツとか、フランスとかで使われた、作られた容器というのは、日本で別途承認を取らなくてもそのまま承認されてしまうそういう流れになるかと思う。で、少し長くなったが、私が心配していたのは、こういった相互承認を受けて入ってきた輸入車のようなものに対して、技術基準というか、例示基準が適用されなくなると少し困ると思ったが、そこは事務局の方から、心配ないということだったので、理解した。回答に感謝する。

(委員長)理解した。

(事務局)アメリカは UNR ではなかった。あと、規格らしく書いているが、規格ではなく、

説明の部分なので、JPEC-S 0003 というのは、過去からの容器に対しても対応できるようにした部分があって、JARI-S 001 の容器や、もう規格はなくなったのかもしれないが、KHKS 0128、これは廃止になったと思うが、容器はある可能性があるので、記載もしていい、適用できるのはこういう分類になるという説明を、ここはしているだけである。その周辺に関しては規格ではないので、問題ないと考えている。

(委員長)宜しいか。

(委員)はい。回答に感謝する。一つ追加で、今の KHKS 0128 だが、確かに KHK の方がこれを廃止するというように説明されたが、廃止という言葉の意味が複雑で、廃止というのは新たに改正をしないという意味で KHK は廃止と言われているようだ。KHKS 0128 というのは、今後改廃されることはないが、存在はし続けるということなので、存在し続ける KHKS についてはそのまま容器を製造することが可能になってしまうので、プロトコルの方も、消えてしまわないようにはしていただきたいとは思っている。

(事務局)その通りである。ただ、容器則の方の解釈通知の中に、KHKS 0128 は確か削除されている。

(委員)ただ、容器則中に残っている以上、これに準じた容器を積んだ車が出てくる可能性はある。

(事務局)それはある。新たには作れないが

(委員)自動車会社の立場から言わせてもらおうと、我々がこの KHKS (0128) を使って車を作ることは、ほぼないが、コンバージョンのようなものをやられるメーカーの中には使う可能性があるのではというところが少し心配なところなので、宜しく願います。

(委員)改訂版の JPEC-S 003 の改訂版をいただいているが、2016 年版との違いが今一つ判らない。MC フォーミュラは足されているが、それだけなのか。

(事務局)一番大きなところはそこになる。

(委員)要は表方式も何か変わっていたりしないか。昨日見ている、9 ページのどこかに、「ステーション側と容器側の圧力間の圧力損失を測定し」となっているが、ステーションという言葉をやめてたかどうかっていうのも、確か、これ、スタンドである、基本。追加の 8 章だけでなく、8 章以外の変ったところを比較して見なければいけないのかという質問である。

(事務局)了解した。対比表のような形で配布したいと思う。それで宜しいか。

(委員)はい。宜しく願う。

(委員)私も全く同感で、2021 年版の中身がよく分かってないと、投票のしようもないということになるので、この 2021 年版でどこが変わったっていうところを色分けして示していただけると有難いと思った。

(事務局) 2016 年版はこのようになっていて、こう直したというのが判るようにさせていただきたいと思う。

(変更部分を赤字や青字で示した「資料 21-02-04\_圧縮水素充填技術基準 JPEC-S  
0003(2021)(案)rev3」をメールにて委員宛に配布し、投票の参考資料とした。)

以上